

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項、第六条第二項第三号、第十五条第一項ただし書及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一の第一の一のホの(1)中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から7の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一の表二の第一の二中イをニとし、その前に次のように加える。

イ	ちどり田
(1)	しぎ科
1	<i>Eurynorhynchus pygmeus</i> (ヘラシギ)
ロ	たか田

(1) たか科	
1	<i>Circus spilonotus spilonotus</i> (チュウヒ)
ハ さずめ田	
(1) ほおじろ科	
1	<i>Emberiza aureola ornata</i> (シマアオジ)

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十九年九月二十一日から施行する。
- (罰則に関する経過措置)
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、国内希少野生動植物種としてヘラシギ等を追加する等の必要があるからである。